

（寄稿）

NOMURA

医療法人とグループ法人税制

＜ 要約 ＞

平成 22 年度税制改正において、100%の資本関係にあるグループ内の法人間取引につき、グループ法人税制が創設されました。これは、企業グループの一体的運営が進展している状況を踏まえ、100%の資本関係のある企業グループを一体の企業とみなして課税しようとするものです。

グループ法人税制は、平成 22 年 10 月 1 日以降にグループ法人間で行われる一定の譲渡や寄附等の取引につき強制適用される制度で、持分の定めのある社団医療法人についても要件を満たす場合には対象となります。

例えば、親族が経営する他の医療法人やメディカルサービス法人等との間の資産の譲渡取引については、含み益のある資産であっても、要件を満たす場合には譲渡益が繰延べられるため、法人税の影響を考慮することなくグループ内で資産の円滑な移転が可能となります。

その一方で、含み損をかかえている資産をグループ内法人に譲渡した場合についても、要件を満たす場合には損失計上ができないため、税負担の軽減というメリットは享受できなくなりました。

当該税制は、条件に当てはまる場合には強制適用となるため、持分の定めのある社団医療法人においては注意が必要です。

本稿では、以下の流れで具体例とともに解説しています。

1. グループ法人税制の適用対象となるグループ法人の範囲
2. グループ法人間の資産の譲渡取引
3. グループ法人間の寄附金及び受贈益の取扱い

2011 年 1 月 24 日

Healthcare note

(No. 11-02)

寄稿者名：
税理士法人
山田&パートナーズ
医療事業部 赤石 健

編集主幹
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザー
河添 麻美

野村證券株式会社
法人企画部